

議員全員協議会会議録

(令和3年12月16日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和3年12月16日(木)
招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	係長	藤本吉信
--------	------	----	------

説明のため出席した者

なし

本日の議員全員協議会に付した案件

- 1 総務文教常任委員会会議録について
- 2 議会基本条例の検証について
- 3 その他

開会 10時00分

閉会 10時42分

○佐々木副議長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまより議員全員協議会を開催いたします。

まず初めに、議長、挨拶をお願いします。

○原田議長 皆さん、おはようございます。急遽議員全員協議会、招集をいたしまして、本当に皆さん全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。

今日は2点ほど皆さんで協議をしていただきたいことがあります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、協議事項に早速入っていきます。

1番の総務文教常任委員会会議録についてということで、資料があると思いますが、その中で愛南町議会における議会情報の公開に関する要綱、この件につきまして、また皆さんでもう一度協議をしていただきたいと思います。

まず、事務局より説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 事務局より説明をさせていただきます。

まず、総務文教常任委員会の会議録のホームページ上での掲載等について説明をさせていただく前に、会議録について説明をさせていただきます。

会議録には、会議録の原本と閲覧用の会議録の2種類があります。会議録の原本は本人が発言を取消し、または訂正した部分、あるいは議長が発言取消しを命令した部分及び秘密会とした議事についても原本にはそのまま記録しておかなくてはなりません。もう一つの閲覧用の会議録につきましては、取消し、訂正、秘密会の議事は掲載または記録しません。ホームページ上の会議録については、この閲覧用のデータを使用しますが、ホームページの会議録は先ほどの会議録とは違って、議会が自主的に公表しているものなので、その取扱いは各議会の裁量に任されております。

愛南町においては、資料1のとおり愛南町議会における議会情報の公開に関する要綱により取り扱っております。

今回の総務文教常任委員会の会議録につきましては、資料裏面の2委員会の中の4会議録、掲載場所がホームページに該当します。今回、ホームページに掲載し、また取下げ、そして再度掲載した経緯について、説明をさせていただきます。

総務文教常任委員会の会議録が完成をしましたので、10月27日にホームページに掲載いたしました。その後ですね、町民の方から意見を頂きまして、個人名が掲載されている部分について不快に思われていると私が判断したことから、議長に相談して決裁を受け、11月10日にホームページから一時取下げをさせていただきました。

その後ですね、取扱いを検討している中、その議事録が関係する請願書が出てまいりましたので、取り急ぎ再度ホームページに掲載する必要があると私が判断をいたしまして、町民の方に個人名を伏せることでホームページに掲載してよいか提案をしまして、議長の決裁を受けて再度掲載をしたものです。

なお、公開しない議会情報につきましては、先ほどの要綱の第3条に定めがありまして、個人情報を除くとなっておりますが、今回、伏せた個人情報がですね、いわゆる個人情報保護条例で規定されている個人情報には当たらないということで、不適切な取扱いとなったものです。

このような取扱いをしまして、事務局としておわび申し上げます。

本日の協議におきましては、御検討いただきたい点が2点あるように思っております。

1点は、要綱によりまして公開しない情報をどのように定めるのか。もう1点はホームページ上の会議録を訂正する手続として、議長の決裁だけではなくてもう少し丁寧な取扱いにするかどうかというところです。

事務局の説明は以上です。御協議をいただきたいと思います。

○原田議長 ただいま事務局より説明がございました。

今、説明があったように、今回の件、この第3条に当たる個人情報を除くということがありますが、私も確かにこれは判断が甘かったと、そういうふうに思っております。事務局と相談した結果、これは個人情報に当たるのではないかというふうに私は判断しましたので、黒塗りで名前の部分を消したらどうぞということで、そのような処理をさせていただきました。

今後ですね、この公開しない、全てをホームページでは議会で決定できますので、公開する内容を。公開しない文言、そういうのはどういうのが当たるのか、皆さんでちょっと協議していただいて、それに沿って今後公開をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局、これ例えばどういう文言が公開できないというか、そういうのに当たるのかな。

本多事務局長。

○本多事務局長 個人情報ももちろんあろうかと思うんですが、例えばですね、不穏当な発言でありますとか、例えば差別用語とか、それを見て不快に思うような情報がありましたら、そういったものについては配慮する必要があるのかなと思っております。

以上です。

○原田議長 今、説明がありました。ほかにこういうのを削除したらいいんじゃないかという御意見がありましたら伺いたいと思っております。

金繁議員。

○金繁議員 すみません、前提として確認させていただきたいんですが、会議録2種類あると事務局長のほうから説明いただきました。原本のほう、秘密会も不穏当発言もそのまま消すことはできない。ホームページの公開上の会議録というのは訂正できる。それについて、今ここからどういう場合に訂正できるかということを決めようとしているんですね。

○原田議長 はい、そうです。

○金繁議員 私ちょっと調べてきたんですが、これは都道府県議会議員会の議会制度研究アドバイザーの野村稔さんという方が議会事務局職員研修会で発言されているんですが、まさに今、事務局長がおっしゃったように2つの種類があります。原本については地方自治法第123条の公文書であると。2つ目の配布用っていうのは、これは標準会議規則、町村議会であれば町村議員会の標準規則第124条に規定されているということで、その124条を見ますと、削除できる場合というのが限られているんですね。なので、今ここから先お話進めようとしていたのが、この124条をみんなでちょっと一回確認をして、ここからプラスにしているのかどうかっていうことをちょっと確認したほうがいいのかと思って、発言させていただきました。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 訂正さしてください。

124条は会議録を作成しなければならないという規定で、126条に会議録に記載しない事項というふうに書かれております。この中には1、秘密会の議事、2、議長が取消しを命じた発言、3、第64条発言の取消または訂正の規定により取り消した発言という3つが書かれておりまして、なので、今から話そうとすることが、この中に当たるのかどうか、当たらないのであれば、それ以外にも広げるのかということになるかと思われました。

○原田議長 今、金繁議員から説明がありましたが、確かにその3つの項目についてはもう削除すると。あと、それ以外にこういう文言については削除したらいいんじゃないかという御意見がありましたら。

那須議員。

○那須議員 張本人が発言しますが、議事録に残す場合は、挙手をして委員長なりの許可の下、発

言しますね。その間、今までもそうなんですけども、不規則発言がありました。今回の場合は、不規則発言に対する答えだった。で、AIとしては私が挙手をして、そのまま発言をしているもんですから、不規則発言に対して答えると。それが残っていたということなので、不規則発言に対する答えであるとか、そういったものは厳密にもう削除すると。委員長、議長らの許可を得てその都度それは締め切るという形ではないと、混乱すると思うんですよね。今回がまさにそれだったので、そういうことをきちんと決めたいかがでしょうか。

○原田議長 今、那須議員のほうからそういった意見もありました。その件につきまして、ほかに何か御意見ございませんか。

山下議員。

○山下議員 以前、議長にも事務局のほうから、とにかく不適切発言が結構多いので、必ず議長のほうは発言者挙手して、挙手して発言をさすということを徹底してくれというお願いというかあったと思うんですが。今回でも、多分、中の不適切発言が会議録に載ったんで、これがたまたまそういうことになって、本当は私はこれ不適切発言は載らないもんだと思うんですが、これはもう徹底して不適切発言があっても会議録には載せないということで徹底したら、もう今後いいんじゃないかと思いますが。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 不適切発言が、山下議員が会議録に載つとる、会議録載りましたか、不適切発言が。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 先ほど、那須議員からあったでしょう。あれは言うたら吉村議員に対する説明で挙手して委員長の許可を得てない発言であったと私は思っておるんですよ。

(発言する者あり)

○原田議長 ちょっと待って。

(発言する者あり)

○原田議長 那須議員。

○那須議員 不適切発言というのはおかしいですね。許可を得ない発言という言い方に訂正したいと。言葉って難しいね。不許可発言ですよね。許可を受けずに発言したと。一方はそのまま許可のままで議事録に載ったと。だからおかしいことになったと、それでいいですか。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この委員会のですね、本会議等は議事録署名人とかきちつといて確認されていると思うんですよね、各議員が。今回、会議録を公開するに当たってですね、委員会の中でこれによるのかという形で各委員がですね、各委員なのか、そのときに1人なのか2人なのか、確認する必要があると思うんですよね、公開する前に。それはもう委員会の責任として公開するわけですから、だからその部分を追加して、この要綱の中に入れるか何かすればいいんじゃないかなと私は思うんですけど。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 今の石川議員の発言ですけど、これは委員長が署名しとるでしょう。委員会は委員長が署名ですよ。署名、ちゃんと確認しとるやないですか。だから委員長が、ちゃんとそういうことになつとるでしょう、委員会は。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 委員長が会議録の署名人ということで確認はすべきことなんですけど、1人ではですね、難しい場合もあるかと思うんです、公開になってくると。今回の問題も含めてですね、不規則発言を省くにしてもですね、1人の意見よりもやっぱり2人の意見がいいんじゃないかなと私は思いますけど。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 今、ちょっと論点というか混雑しているような気がしていて、石川議員がおっしゃっ

ているのは、恐らく会議録とはまた広い意味でというか、要点記録、要点筆記ってありますよね、この愛南町の要綱にも、全部または要点筆記。要点筆記っていうのは法的な会議録ではないんですよね。なので、事務局のほうで要点をまとめて公開することができる。もちろんそのときは決裁がいるんですけども、会議録というのは、あくまでも法律上の会議録なので、先ほど申し上げた126条の訂正できる場合っていうのは、一応ここに限定するっていう趣旨だと思うんです、法律上。なので、愛南町のこの議会基本条例に沿ってつくった要綱が、会議録と書きながらも全文または要点筆記と書いてあるのでちょっと混乱するのかなと思いました。

なので、この議会基本条例をつくられたときに、この辺の議論があったのかどうかっていうのは、ちょっと調べてみたいな、見てみたいなどは思ってるんですが、なので、私は今の時点ではホームページに載せているのも法的な会議録だと思っています。なので、訂正には適正手続が必要だったと思うんですけども、これを今後、要点筆記とするのかどうかっていうのは、また別途みんなで勉強して議論したらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 事務局のほうからですね、今ちょっと金繁議員のほうから要点筆記の話がありましたけども、ちょっと追加で説明をさせていただきます。

議事録についてはですね、まず一つ、先ほど説明した2つの議事録があると言いましたけども、あれはあくまで本会議のほうです。委員会については、特に自治法では定めがなく、委員会条例のほうで定められているんですけども、その中で要点筆記にしてもいいし、いわゆる反訳といいますか、本当の本会議のような記録ですね、どちらでもいいということになっております。ただ、愛南町としては要点筆記ではなくて、今は本会議と同じように全て反訳で対応しているという状況であるということで、認識をお願いいたします。

と、もう1点、そのホームページ上の議事録についてなんですけども、そのデータは先ほど説明しましたように閲覧用の会議録のデータを公表しております。ただ、あくまでもそれは議会が自主的に公表しているものなので、閲覧用と同じではあるんですけども、ホームページ上の議事録がもう一本あるというふうに考えていただけたらと思っています。その取扱いについてはですね、各法律的に特に定めがないので、うちも要綱に基づいて運用しているんですけども、なので今回のような形で、例えば修正したい点があった場合は、議会の判断で修正できます。その点について御協議いただけたらなというふうに考えております。

以上です。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 ちょっとあれなんですけども、合併前に実は各5か町村それぞれ全員協議会の取扱いは要点筆記だったんです。で、それを一本松町議会が要点筆記じゃ駄目だと、いろんな問題がありまして。で、要点筆記をやめてテープで残すということに一本松町議会はいたしました。合併したときにそれをし、愛南町もそれでテープに取るということになって、今日現在に来ております。ただし、そういう経過がありまして掲載の部分とは違います。

ですって、先ほど金繁議員からもありましたように、これの中に議会運営委員会で、当時の、この基本条例は素案をまとめたんですけども、それでそのメンバーがこの中にも何人かおられます。その当時の会議録見てもらったら、調べてもらって。だからそういうことを、何でも協議するときには調べた上の前提の中で前へ進めていかないけんのやないですか。そのときにこうこうでこうでということ言うたって。

しかもですよ、今日これ、もうついでに言いますけども、全員協議会、急遽開かれて何だと私思ったんです。全員協議会開こうと思ったらですね、これ議長の招集権ですけども、開こうと思ったら13日にも開いたはずなんです。でしょう。で、14日に請願のあれがありました。そのときにもこの2番の検証の、この2についてますけども、委員長のほうからこういうことということで、当日9時半から、理事者のほうから何やらが出とるんで、議運を何時からす

るということで解散されたんです。

ところが、今日ですね、だからこの基本条例の検証については、これ実際からいうたら朝礼で済むことなんですよ。ところが慌ててこの会議録についてということで、急遽招集。これ調べもせんと、さっき言うたようにですよ、こうこうでこうでと、前日に振って、これ今日費用弁償がそれぞれかかるとんですよ。こういう会の進め方でいいんですか、果たして。私はこの会議録についてよりも、それなりの説明があるんかと思ったんですけども、冒頭にさらっとの説明だけだったんで、それはそれでそのことに関して私はとやかく言うつもりはないんですけども、ここまであれして大事なことを協議していくのに、過去の部分も調べずにいきなりこれどうしましょうかと。

明日、議会は閉じるんですよ。今日急にやらないけんことなんですか、この検査のあれを。それは私らはとやかく言うのは、先ほど言いましたように議長に招集権がありますので、とやかく言うつもりはないんですけども、経費を使ってまで予定にないことが急に入り、ここで協議して明日最終日を迎える。おかしいんじゃないですか。

以上です。

○原田議長 これはなるべく早いうちに決定したほうがいいんじゃないかと思って、皆さんに協議をしていただくと、そういうことです。

吉村議員。

○吉村議員 冒頭に申しましたように、当時の議運、調べられてされよるんですかというのが、一番最初にあったでしょう。

○原田議長 ですから、この要綱の中に、要綱を見てですね、ここの部分をちょっと皆さんで協議をしていただきたいと、そういうことだったんで、事務局と協議して、じゃあ全協を開いたらということで今日開いたんです。

鷹野議員。

○鷹野議員 先ほどからどんどん出てますけど、実際のところ、もちろん原本は修正できない、そのまま残すと。ただホームページ上は委員会云々っていうのは、その要点筆記もできるということで、私思うのは、こういうちょっと問題点があったときに、この全員で審議して、削除すべきだとか修正を加えるべきだとか、そういう論点をみんなで協議して決定して載せると。問題があったときにですよ。一議員からでも議長からでもいいですが、今回は議長と事務局で判断してこういうふうになったということですんで、それを載せる載せないとか、削除するとかそういう修正を加えるときには、全員で協議して、その結果として載せるか載せないかっていうことにすればいいんじゃないでしょうか。

○原田議長 確かに鷹野議員が言うようにですね、今までは会議録、委員会の会議録、ホームページに載せるのは議長の判断でしていたんじゃないかと私は思っております。今回もそういうことだったんですけど、今、鷹野議員がおっしゃるように、ちょっと問題点があればこういった全員協議会でも開いて皆さんで協議して載せるか載せんか、それを決めたほうがいいんじゃないかという御意見なんですけど、どうでしょうかね、その意見に対して。

金繁議員。

○金繁議員 さっきの要点筆記か全文記録かという話になるんですけども、全文記録の場合もみんなチェックしたほうがいいのではないかっていうことですよ。そうすると、結構煩雑な手続にはなるかなと思っていて、基本はもうこの法にある3つの場合に限って自動的にもう議長と委員長の決裁で載せるということではないかと思えます。もし中で、先ほど鷹野議員もおっしゃっていたように、これ問題やっというようなことがあれば協議するということが、例外的にそういうふうにしたらいかなとは思いますが、しかし、私今日はもう明日最終日で、いろいろ皆さんも準備があるかと思えます。提案なんですけど、この場では取りあえず今の個人情報だと思って消したけどそうじゃなかったっていうのを元に戻すということを決

めるなりされて、その、だから個人情報じゃなかったの。その要綱を変えんといけんなると思うんですよ、議長決裁、委員長決裁って書いてあるので。だからすぐこの場でそれを変更しましょうということにはやっぱりなりにくいかなと。先ほど吉村議員がおっしゃっていたみたいに、やっぱりまだ1年も施行されてたっていない基本条例なので、それはそのときの議論もチェックして、みんなで資料というか情報を持った上でしっかり議論したほうが、要綱変更するならするで、議論したほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○原田議長 今、金繁議員からそういった意見が出ました。どうでしょうかね。

鷹野議員。

○鷹野議員 ということは、まだこれに関して調べなきゃいけない事項いうのがあるということですかね。先延ばし、継続審議ってということで、それは一理あると思うけど、僕は先ほど言ったように、こういう問題になればそこで全員で協議して決定するっていう、その方向で済まされるべき問題じゃないでしょうかっていうふうに僕は思うんですけど。

○原田議長 ただ、金繁議員がおっしゃったように、手続とか再々協議会を開かないといけないと、そういった煩雑になるということで、できたら今までどおりに議長、委員長なりの判断でホームページに載せると、そういうやり方の、今までどおりでいいんじゃないかという。

鷹野議員。

○鷹野議員 僕は再々あることやないと思いますよ。今回はそういう不規則発言がこういうふうに掲載してしまったということなんで、一回一回精査云々というのは、基本的には原本公開という形で、別に異論はないですけど、僕はそんなに再々ある、毎回毎回その全員で調べてということはないと思います。問題になったときに、そうやって全員で協議するっていう方法でいいと思います。

○原田議長 吉村議員。

○吉村議員 これ、鷹野議員が言うように、これ公開は原則なんですよ。ただし一番問題なのは、問題があったときの事後処理なんですよ。それをルールにのっとりした手続をしているかしていないか、ここが問題なんですよ。ルールにのっとりした手続をしとったら何てことはないんですよ。だから我々は自治法の範囲の中で、決められ、そして会議規則等いろいろ制約の中で我々は活動しとるんでしょ。だからこそ問題があったときに、議長、いわゆる独断でできるのかどうなのか。だから、それにはルールいうのがあるでしょう。そこなんですよ。

○原田議長 今、吉村議員がおっしゃったこと、当然だと思います。それで、今日この全員協議会を開いて皆さんの意見を聞いたと。

山下議員。

○山下議員 結局、私は今までどおりでいいと思うんですよ。

問題は、今回、この個人情報なのか個人情報でないのか、そこだけなんですよ。その取り方だけで、そこさえはっきりしとったら。だからもう今までどおりで結局やっていって、そういう、議長がそういうどっちなのかという場合だけ、例えば委員長と話をするなり、また全員で話をするなり、それでええんやないですか。再々、再々、毎回毎回集まる必要はないと思う。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 先ほどから言うように、この要綱にその趣旨というか、今あったことを明記、ちゃんとするとか、附則で入れるとか、そういうことを明記しておけばそれで済む問題やと僕は思います。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 私もそう思います。で、この要綱を変えるかどうかなんですけど、ちょうど今、後でやります検証ですよ、基本条例の。検証に付随することなので、これはそこまで時間がまだ1か月余りあるので、それぞれ皆さんも勉強されると思うので、そのときにまとめて要項を本当にやるかどうか、変えるかどうかというのは議論したらいかがでしょうか。

○原田議長 今、金繁議員からそのような御意見出ましたが、どうでしょうか。
それでいいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 いいですかね。それでは、1番の件はこれで終了したいと思います。

続いて2番の議会基本条例の検証について、今ちょうど出たんですけど、これはですね、議会基本条例第21条の規定に基づいて、条例の検証のための協議を令和3年11月5日、そして12月3日、そして12月14日に行いました。議員の任期を勘案すると、検証対象期間となる1年周期は12月末が望ましく、本年4月条例施行から12月までの9か月間を検証対象期間とすることを決定いたしました。

つきましては、令和3年分の令和4年検証については意見提出を依頼し、その意見を基に検証する方法といたしました。条例第21条に基づき、令和3年分の実績において意見のある方は下記のとおり御提出を願いたいと思います。

下にあるようにですね、検証対象期間として令和3年4月1日から12月31日まで、提出期限が令和4年の1月31日、提出先が議会事務局、提出方法は文書またはメールということにこの前決定いたしました。

事務局、補足で何かありますかね。

○本多事務局長 特にございません。

○原田議長 これについて、何か御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 いいですかね。それでは、2番を終了いたします。

それでは3番、その他なんですけど、ちょっと私のほうから報告させていただきます。

当初、今日も最初に事務局からも説明がございましたが、新聞報道にもあったように、会議録の削除、委員長の名前を黒塗りで訂正したと。それは私と事務局で判断いたしまして、これは個人情報に当たるのではないかと、そういうふうに判断いたしまして、そのように処理をさせていただきました。

これは大変皆さんには御迷惑をおかけしました。今後、このようなことのないように、十分注意をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

ほかに何かございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○原田議長 ないようでしたら、議員全員協議会終わります。

(会議再開)

○原田議長 すいません。休憩前に引き続き会議を開きます。

黒塗りで潰した部分ですよ名前。あれはこのままで、もう掲載するのか、それとも元に戻すのかということなんですけど、皆さんどうでしょうか。

(発言する者あり)

○原田議長 ここで協議してもらわんとやっぱ、はい。

(発言する者あり)

○原田議長 元に戻していいですか。いいですかね。

(発言する者あり)

○原田議長 意見は挙手して。

(発言する者あり)

○原田議長 はい。わかりました。

(発言する者あり)

○原田議長 元に戻すでもいいですかね。はい。

(「はい」という者あり)

○原田議長 すいません。はい、どうもどうも。

愛南町議会議長